

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人れしーぶ
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年12月14日及び同月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・役員親族からの借入金に係る過払利息について、正しい利率に基づき精査の上返還を求めること。
- ・会計処理において不適切な取扱いがあるので、社会福祉法人会計基準等に基づき適切に処理すること。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい

1 是正・改善状況について

	文書摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>前回文書指摘したA理事から60,000円で購入した車両について、令和3年度第4回理事会で法人指導監査の報告と併せて改めて承認を求めたとのことであるが、改めて承認を求めたことが議事録から確認できなかった。また、当該承認に関する決議には、A理事が決議に加わっていなかったことが確認できなかった。</p> <p>については、車両購入の適否について改めて理事会の承認を受け、その旨を議事録に記載すること。また、利益相反取引の適否を承認する理事会にあっては、利害関係を有する理事は参加できないので議決に加わらないよう留意するとともに、議決に加わっていないことを議事録で明らかにすること。</p> <p>(法第27条、法45条の14第5項、法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第84条)</p>	<p>令和5年3月8日に開催した理事会において、利害関係理事退席の上、再議決承認手続を行うとともに議事録に記載した。</p>
2	<p>HALPLACE拠点区分事業活動計算書について、就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増減差額がマイナスになっているにもかかわらず、就労支援事業に関する積立金の設備等整備積立金が積み立てられていた。</p> <p>については、就労支援事業に関する積立金である設備等整備積立金は、理事会の議決に基づき就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増減差額から一定の金額を計上することができるものであるため、会計基準に従った適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(留意事項19(3))</p>	<p>会計事務所と検討し今後は適切な会計処理を行う。</p>

	文書摘事項	是正・改善状況報告
3	<p>HAL PLACE 拠点区分の就労支援事業別事業活動明細書について、作業別の区分が記載されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、様式に従って作成すること。</p> <p>(運用上の取扱い別紙3⑮)</p>	<p>就労支援事業別事業活動明細書作成にあたっては作業別の区分を記載するよう改善する。</p>
4	<p>施設整備費を名目に、令和2年6月10日に役員の妻との間で金銭消費貸借契約(700万円 返済期間7年 貸付利率年0.05パーセント)を締結し同人から資金の借入をしているところ、借入金明細書(くらら拠点区分における役員借入金)では貸付利率年0.5パーセントと誤って記載され、さらに、実際の支払利息は年5パーセントで計算されており、契約利率を超える過払利息につき貴法人に損害が生じている。(令和3年度の借入金期首残高6,416,641円 実支払利息204,165円)</p> <p>については、正当な貸付利率をもとに利息を再計算の上、過払利息について役員の妻に返還を求めること。なお、当該返還の求めは不当利得返還請求に当たり、役員の妻が得られる利益が不当利得であることを知りながら利益を取得していた場合、悪意の受益者となり過払金(不当利得)に対する利息(法定利率)を付して返還する必要があるため、理事会及び評議員会で検討し適切に対応するとともにその結果を当庁に報告すること。</p> <p>また、本件は、過払利息については役員の親族(妻)に対する特別の利益の供与に当たるのでその違法性を検証するとともに、本件に至った原因の究明、再発防止対策、本件の責任の所在及び責任追及の在り方について理事会及び評議員会で検討し、その検討結果について監事の意見を付した上で、当庁にこれらの結果を報告すること。</p> <p>(法第27条)(政令第13条の2)(民法(明治29年法律第89号)第703条、第704条)</p>	<p>令和5年3月に開催する理事会において、本件の正しい契約書及び償還計画表を作成し理事会で議決を行う。</p> <p>社会福祉法人理事と親族との契約行為の締結等に際しては、特殊な関係性であることを踏まえ、指摘事項である本件原因の究明、再発防止策、責任追及の在り方など、手続に錯誤がないように今後のチェック体制が強化できる仕組みを理事・評議員会・監事会で検討し、その内容は別紙で報告するものである。</p> <p>今後は、理事長の親族等と法人との金銭貸借契約の締結は極力行わないようにする。</p>
5	<p>くらら拠点区分の計算書類に対する注記の「9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」の事業未収金の金額が、拠点区分貸借対照表の未収金の計上額と一致していなかった。</p> <p>計算書類に対する注記：1,461,154円 貸借対照表：1,751,894円</p> <p>については、計算書類に対する注記の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い25)</p>	<p>計算書類の注記の作成にあたっては、貸借対照表との整合性が図れるよう令和4年度決算までに適正に処理を行う。</p>

別紙

本件について、

(1) 過払利息の処理方針

令和3年12月24日、鳥取市による老人福祉施設指導監査時に本件(障がい共同生活援助建設工事契約)の利息が過払いなのではという監査員から助言を受けたことで、監査中、契約書及び償還計画表の確認したところ、契約書と表計算の間違いを認めた。

令和3年12月25日より現在まで法人からの利子の返済を行わず、元金支払いにより過払利息調整を行った。

この疑義の助言を受け、間違いを認識した時点で、速やかに金銭貸借契約書及び償還計画表の再点検を行い理事会において利子及び契約書等の修正決議を行うことが適切であったと深く反省をしている。

その後、4年決算までに修正をするものとして、処理運営の対応方法について、令和4年12月14、15日の県福祉監査指導課による法人監査時に、本件経緯について口頭で説明を行い、償還計画表の正誤表を提出した上、相談を行った。

結果、正しい契約書及び償還表を、次回理事会での再議決等の行うよう助言を受けた。過払い金額との相殺は、令和5年3月末までに過払いの調整額を終了する予定であったため、令和5年3月に開催する理事会に再議決を行うような予定として考えていた。

(2)

① 本件原因の究明について

本件について借入に対して、理事会の議決を行ったものの、役員が、親族へ作成した金銭貸借契約書及び償還利率表の計算ミスで間違いを生じたことへの確認が甘く怠っていた。令和3年12月24日に老人福祉施設監査で助言された翌日の償還日からすでに過払い調整を行っているが、役員親族が悪意をもって、金銭貸借契約書を作成し故意に不当な利益を得て、もみ消そうとしたと判断されてもおかしくない事案であり、契約書作成に対する第三者の監視と確認対策が必要となる。

② 再発防止策について

今後繰り返さないために、法人内に契約担当者を設置し任命をする。契約担当者は、法人との契約書の作成を行い必ず複数の理事で契約書を稟議し確認したうえで契約締結を行うこととする。また、親族関係等、特に利害が絡む特殊な関係性案件の議案については、理事会議案承認時に契約書及び償還表などを資料に必ず添付した上で審議を行うよう改善する。

③ 責任追及の在り方などについて

組織をより良いものとするために、上記(責任追及)に加え、発生した非違事案を踏まえた業務改善、問題点の早期発見による業務改善を推進するため、法人内に組織改善対応担当者を設置し任命をする。法人内の施設監査等に立ち合い業務点検と速やかな組織改善に期する中心的な役割を担うこととしたい。